
ずし人権を尊重する まちづくり指針

< 逗子市人権施策推進指針 >



2025 年（令和 7 年） 3 月

逗子市・逗子市教育委員会



目次

第1章 人権施策推進指針がめざすもの	1
1 指針策定の趣旨	1
2 指針策定の背景	2
(1) 世界の動き	2
(2) 国内の動き	3
(3) 逗子市の取り組み	4
3 めざすべき姿	6
(1) 基本理念	6
(2) 基本目標	7
4 指針の位置付け	8
第2章 人権施策の推進	9
1 人権教育・啓発の推進	9
(1) 学校教育	9
(2) 社会教育	9
(3) 市民への啓発	10
(4) 職員等への研修	10
2 相談・支援体制の充実	11
3 多様な関係機関等との連携	12
第3章 分野別施策の推進	13
1 男女平等と人権	13
2 こどもの人権	16
3 高齢者の人権	19
4 障がいのある人の人権	21
5 外国につながる人の人権	24
6 多様な性与人権	26
7 部落差別（同和問題）	28
8 貧困与人権	30
9 自死与人権	32
10 犯罪被害者等の人権	34
11 インターネットによる人権侵害	36
12 災害与人権	38
13 その他の人権	40

第4章 市民、事業者等の皆さまへ.....	41
1 市民の皆さまへ	41
2 事業者の皆さまへ.....	41
参考資料	42
1 人権施策推進指針の体系図	42
2 指針策定の経過	44
3 市民意見募集（パブリックコメント）の概要	47
4 世界人権宣言（仮訳文）	48
5 日本国憲法（抜粋）	53
6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律.....	56
7 その他の関係法律及び条約等.....	58
8 相談先	63
9 関連情報	64
10 索引・用語集.....	65

※各ページに記載の脚注については、参考資料「10 索引・用語集」にも同内容を掲載しています。

第1章 人権施策推進指針がめざすもの

1 指針策定の趣旨

人権とは、「生きていたい」、「自由でいたい」、「幸福でいたい」などという、すべての人に共通する願いを支えるもので、「人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」のことです。これは、人が人であるということに基づいて当然に有する権利です。第2次世界大戦後、人権を保障しようとする動きが国際的に広がり、国内においても自由権や平等権、社会権等に関連する法整備が進められてきました。

本市では、都市宣言である「青い海と みどり豊かな 平和都市」のもと、2015年（平成27年）に策定した逗子市総合計画（以下、「総合計画」という。）における基本構想の5本の柱のうちの一つを「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」とし、その取り組みの方向の一つを「誰もが尊重され、自由で平等なまち」としています。さらに、総合計画実施計画では、具体的施策として「人権啓発活動の推進」を位置付けるなど、人権が尊重されるまちづくりを進めてきました。

一方、私たちの周りでは、いじめや虐待、暴力等の人権を踏みにじる行為をはじめ、さまざまな差別や偏見が後をたちません。インターネットやソーシャルネットワーキングサービス¹（SNS）の普及等により、誹謗中傷やプライバシーの侵害等の問題も深刻です。また、価値観やライフスタイルの多様化、人権意識の高まりなど社会情勢の変化に伴って、性的マイノリティ²に対する人権課題、ヘイトスピーチ³やヤングケアラー⁴の問題等、新たな人権課題が生じたり表面化したりするようにもなりました。

誰もが尊重され、自由で平等なまちをめざすためには、これまで以上に人権の啓発を進め、人権意識の高揚を図っていくことが必要です。一人ひとりが日頃から人権に対する意識を高め、自分自身に関わる課題と捉え、正しく理解し、考え行動することが求め

¹ ソーシャルネットワーキングサービス：登録された利用者同士が交流できるインターネット上のサービスのこと。主なものとして、LINE、Facebook、X、Instagram 等がある。

² 性的マイノリティ：レズビアンやゲイ、トランスジェンダーなど、性的指向や性自認について少数者のこと。27 ページに関連した脚注あり。

³ ヘイトスピーチ：国籍、民族、性別、性的指向、容姿、障がいのある・なし、出自などの属性に基づいて個人や集団を攻撃したり、侮辱したり、差別や憎悪を煽ったりする言動。

⁴ ヤングケアラー：家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている18歳未満のこどものこと。

られています。こうしたことから、本市の人権に対する基本理念や現状と課題、今後の取り組むべき方向性を明らかにし、人権が尊重されるまちづくりをより一層推進するため「ずし人権を尊重するまちづくり指針（逗子市人権施策推進指針）」（以下、「指針」という。）を策定します。

2 指針策定の背景

(1) 世界の動き

世界の平和と安全の維持、社会の発展のため、1945年（昭和20年）に国際連合（以下「国連」という。）が設立され、1948年（昭和23年）の第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。さらに、この宣言の基本的精神を実現するため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「国際人権規約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」、「障害者の権利に関する条約」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」などの条約等が採択されるとともに、人権に関する各種の国際年、宣言等によって人権尊重や差別撤廃に向けた取り組みが行われてきました。

1994年（平成6年）には、世界各国において人権文化を築くことを目的として、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、「人権教育のための国連10年行動計画」が示されました。その後も人権教育は不可欠であるとの認識のもと、2005年（平成17年）に「人権教育のための世界計画」が開始され、終了期限を設けず3年ごとのフェーズ（区切り）及び行動計画が策定されています。最近では、2015年（平成27年）に採択された持続可能な開発のための目標（SDGs）において、「誰一人取り残さない」という理念のもと、すべての人々の人権を実現することをめざしています。

また、組織に関する国際規格の分野では、2010年（平成22年）に発行されたISO26000⁵において、企業を含めた組織の社会的責任として人権が位置付けられました。

⁵ ISO26000：組織の社会的責任の国際的ガイダンス規格のこと。

(2) 国内の動き

日本においては、基本的人権の尊重を基本原則の一つとする日本国憲法の下、人権に関する条約の批准や計画を策定し、さまざまな施策が展開されてきました。「人権教育のための国連10年」とする国連総会の決議を受けて、1995年（平成7年）、国は「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1997年（平成9年）には「人権教育のための国連10年国内行動計画」を策定しました。この行動計画には、人権教育を進めるにあたって、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV⁶感染者等、刑を終えて出所した人が重要な人権課題として位置付けられています。2000年（平成12年）には、施策をより一層進めるために、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」を制定し、同法に基づき2002年（平成14年）に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。

また、個別の課題ごとに法整備が進み、2013年（平成25年）に「いじめ防止対策推進法」、2016年（平成28年）に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」及び「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行されました。最近では、「こども基本法」、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「孤独・孤立対策推進法」、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT⁷理解増進法）」等が施行され、法律に基づき人権に関する取り組みを進めています。

⁶ HIV：後天性免疫不全症候群（エイズ）を引き起こすことのあるウイルス感染症のこと。主な感染経路は①性的接触②血液感染③母子感染だが、性行為以外の社会生活の中でうつることはほとんどないとされている。医療の進歩により、早期発見・治療することで長く健康的に生活できる。

⁷ LGBT：レズビアン（Lesbian）女性の同性愛者、ゲイ（Gay）男性の同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）心と体の性が一致していない人の頭文字をとった、性的マイノリティを表す総称の1つ。

(3) 逗子市の取り組み

2000年（平成12年）の「人権教育・啓発推進法」の施行により、「人権教育及び啓発に関する施策を策定し及び実施する」ことが地方公共団体の責務とされました。本市でも総合計画基本構想に「誰もが尊重され、自由で平等なまち」の実現を掲げ、これまで人権擁護のためのさまざまな取り組みを展開してきました。各部署において分野ごとに人権に関する取り組みを進めているほか、2022年（令和4年）には、差別的取り扱いの禁止や性的マイノリティの権利擁護等を定めた「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定しました。

2023年度（令和5年度）に実施した逗子のまちづくりに関するアンケート調査では、逗子市が「人権が尊重されているまち」だと思いかについて、「そう思う」（8.2%）と「どちらかというと思う」（61.5%）とした人を合わせると、約70%の回答者が逗子市を「人権が尊重されているまち」と評価しています。一方、「どちらかというと思うわない」（17.5%）と「そう思わない」（7.3%）とした人を合わせた約25%の回答者は、「人権が尊重されているまち」と評価しておらず、誰もが尊重され、自由で平等なまちの実現に向け、一層の取り組みを進めることが大切です。

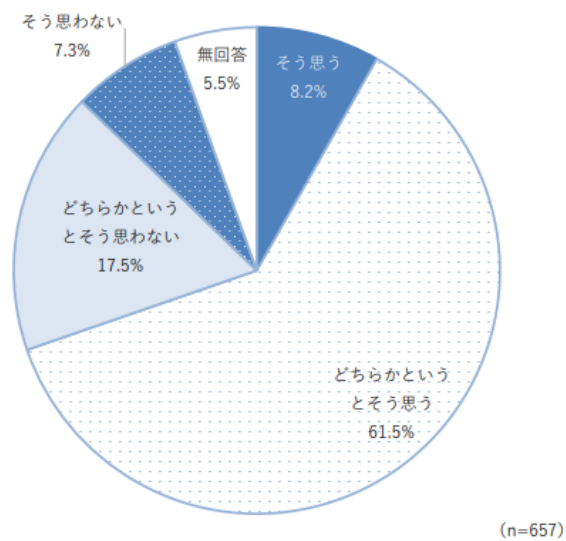
また、2012年（平成24年）に市内で発生したストーカーによる殺人事件を忘れることなく、重大な人権侵害である配偶者や交際相手などからの暴力（DV⁸）等のあらゆる暴力の根絶に取り組んでいかなければなりません。今後も、社会状況を踏まえながら、さらなる人権施策の推進が求められています。

⁸ DV：ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人、パートナー等から受ける身体的暴力、精神的暴力、性的暴力等のこと。

6-10. 人権について

「あなたは、逗子市が『人権が尊重されているまち』だと思いますか。」

- 逗子市が「人権が尊重されているまち」だと思うかについて、「そう思う」(8.2%)と「どちらかというと思う」(61.5%)とした人を合わせると、7割近くの回答者が逗子市を「人権が尊重されているまち」と評価している。



出典：令和5年度逗子のまちづくりに関するアンケート調査

3 めざすべき姿

私たちは、誰もが生まれながらに、人間として幸せに生きていくための権利を持っています。個人の属性や境遇の違いは、多様な個性をつくり、一人ひとりをかけがえのないものとしします。すべての人は自分らしく生きるために、個人として尊重されなければなりません。一方、私たちは一人では生きていくことはできず、他の人と関わりながら社会生活を営んでいます。そのため、自分の価値観や生き方等を尊重してほしいと願うのと同じように、他者の価値観や生き方などを尊重し、受け入れ、認め合いながら共に生きていくことが大切です。

本指針では、めざすべき姿として、総合計画基本構想の柱である「新しい地域の姿を示す市民主権のまち」に示されている取り組みの方向「誰もが尊重され、自由で平等なまち」を基本理念としします。また、その実現に向けて基本目標を定め、引き続きあらゆる取り組みを推進していきます。

(1) 基本理念

「誰もが尊重され、自由で平等なまち」

その人の持つ個性、人格そのものや能力が尊重され、それらが十分に発揮できるまちづくりを推進し、誰もが、性別、国籍、障がい等によって差別されることなく人権が尊重され、自由で平等な参画が保障されているまちをめざします。

＜総合計画基本構想から抜粋＞

(2) 基本目標

① 人権を尊重する意識づくり

市民一人ひとりが人権課題について正しい知識を持ち、常に人権を意識した行動ができるよう、人権尊重の意識を高めます。

② 人権が尊重されるまちづくり

誰もが尊厳をもったかけがえのない存在として尊重され、個性や能力を最大限に発揮できるまちをめざします。

③ 多様性を認め、支え合うまちづくり

多様な文化や歴史、価値観、生活習慣などの違いや共通点、個性等を互いに認め合い、共に生き、支え合い、自由で平等な生活を営むことができるまちをめざします。

④ 市民等との協働によるまちづくり

市民一人ひとりはもちろん、地域社会において学校、事業者、市民団体、民間団体等と共に、人権課題の解決に取り組みます。

日本国憲法

日本国憲法は、法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利等を基本的人権として保障しています。

(詳細は 53 ページ参照)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

4 指針の位置付け

本指針は、本市の人権施策を進めるためのガイドラインとして、人権施策推進の基本理念と取り組むべき基本的な方向性等を示したものです。本市においては、総合計画や分野別における個別計画等と整合性を図りながら、指針に掲げる趣旨や方向性を踏まえて、人権に関する諸施策を体系的、総合的に推進していきます。

なお、人権を取り巻く国内外の動向や社会情勢の変化等に適切に対応するため、必要に応じて指針の見直しを行います。

世界人権宣言と人権デー・人権週間

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたもので、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたったものです。（詳細は 48 ページ参照）

1950 年（昭和 25 年）の国連総会において、「世界人権宣言」が採択された 12 月 10 日を「人権デー（Human Rights Day）」とすることが決議されました。国では、1949 年（昭和 24 年）から、この 12 月 10 日を最終日とする一週間（12 月 4 日～10 日）を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を特に強化して取り組んでいます。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。
人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

<「世界人権宣言」第1条 外務省仮訳文より>

第2章 人権施策の推進

1 人権教育・啓発の推進

本市では、各学校において人権教育全体計画を策定し、教育活動全体を通じて子どもへの人権教育を進めてきました。人権教育に当たっては、教職員の人権感覚を高めることが重要との認識の下、教職員向けに「人権感覚についての自己チェックリスト」を作成するとともに、人権課題について扱った研修を毎年実施しています。また、社会教育においては、さまざまな人権課題をテーマにした講座や講演会の開催、リーフレットの配布等により、幅広い学習機会を提供しています。さらに、逗子市人権擁護委員⁹と共に定期的な啓発活動やパネル展示を行うほか、市ホームページ等により広く市民への啓発活動を実施するとともに、市職員に対しては、分野別の研修等において人権意識の向上を図っています。人権教育・啓発の推進に当たっては、こうした現状を踏まえ、学校教育、社会教育、市民への啓発、職員等への研修の4つの視点で取り組みを進めます。

(1) 学校教育

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりを大切にする人権教育を行います。また、家庭や地域社会と連携し、豊かな人権感覚を身に付けることができる人権教育を推進します。

(2) 社会教育

多様化する人権課題を的確に把握し、地域の実情や市民のニーズ等も踏まえつつ、さまざまな人権課題に対応した講演会や参加体験型講座等の事業を展開することで、人権が尊重される地域社会の創出に向けた学習機会の提供とその充実を図ります。

⁹ 人権擁護委員：法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されていて、人権相談を受けたり人権意識を広めたりする活動をしている。

(3) 市民への啓発

市民一人ひとりが人権課題に関心を持ち、人権についての基本的な知識を身に付け、正しく理解し、行動へとつなげていくことが大切です。あらゆる機会を活用して、効果的に情報提供を行うなど、人権意識の高揚を図るための啓発活動を行います。

(4) 職員等への研修

すべての市職員や教職員、指定管理者や関連団体等が本指針の趣旨や人権課題への理解を深め、豊かな人権感覚をもって業務を進めるため、研修等を通じて人権意識の向上を図ります。

人権啓発リーフレット

教育委員会では、全ての人々の人権が尊重される社会の実現に向けて、リーフレットを作成し、積極的に普及啓発に取り組んでいます。



2 相談・支援体制の充実

本市では、人権相談、法律相談、女性相談、成年後見相談、障がいに関する相談、家庭・児童相談、教育相談等、分野ごとにさまざまな窓口を設置しています。また、2022年（令和4年）には、福祉の分野において重層的支援体制¹⁰を整備し、高齢者、障がいのある人、子ども及び困窮者等の属性の枠を超えた分野を問わない総合相談窓口としての機能を地域包括支援センター¹¹にもたせて、包括的な相談体制を整えました。近年の相談内容は複雑多岐であるため、分かりやすい窓口案内に努めるとともに、市民が相談しやすい体制をつくります。

支援に当たっては、市役所内の関連部署はもちろん、関係機関・団体等と連携を図り、個人情報の適正な保護・管理のもと、相談者に対して迅速かつ適切に支援していくことが重要です。幅広い相談内容を受け止め、確実な支援につなぐことができるよう、相談員や関係職員の専門的知識の習得や相談援助技術の向上に努めます。また、家庭や社会等の中に落ち着くことができる場所、安心していられる場所など、誰もが自分らしく過ごすことのできる居場所の確保に努めるなど支援体制の充実を図ります。

¹⁰ 重層的支援体制：一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）をサポートするための体制。社会福祉法第106条の4に規定されている。

¹¹ 地域包括支援センター：包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核拠点施設として、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置されている。

3 多様な関係機関等との連携

人権課題解決のため、積極的に取り組みを進めている関係機関や団体等は数多くあります。本市でも、こうした人権 NGO¹²・NPO¹³や民間団体をはじめ、さまざまな団体と連携、協力して啓発活動等に取り組んできました。

人権施策の推進に当たっては、県等の関係機関、人権 NGO・NPO や民間団体、地域の団体、事業者等との連携を大切に、課題解決に向けた施策を共に推進していきます。

¹² NGO：非政府組織（Non-governmental Organization）の略。市民が主体となり、営利を目的とせず、課題を解決し、よりよい社会をつくる活動を行う団体の総称。

¹³ NPO：民間非営利組織（Non-Profit Organization）の略。さまざまな社会貢献活動を行い団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

第3章 分野別施策の推進

1 男女平等と人権

(1) 現状と課題

性別にかかわらずすべての人が平等であることは、日本国憲法及び世界人権宣言に明記されています。日本は1985年（昭和60年）に「女子差別撤廃条約」を批准し、その後、男女平等の理念を実現するため「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）」や「男女共同参画社会基本法」といった法整備が進められてきました。最近では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が制定されています。

一方、2030年（令和12年）までにジェンダー¹⁴平等を達成することが掲げられているSDGsの目標にもかかわらず、世界経済フォーラムが2024年（令和6年）に公表したジェンダーギャップ指数¹⁵では、日本は146か国中118位という低い順位にとどまりました。先進国の中でも最低水準で、アジア諸国と比較しても下位に位置しています。政治や政策決定の場での女性の参画機会が少ないことや、女性の労働参加率、賃金格差など経済分野において女性に対する不利益が依然として存在していることが、ジェンダーギャップ指数の低さの原因とされています。

本市では2022年（令和4年）に「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」を制定し、2023年（令和5年）には「男女共同参画社会基本法」に基づく「ずし男女平等参画プラン 2030」を策定しました。このプランに基づき、性別による役割分担意識¹⁶にとらわれず、すべての人が自分らしく生きることができる社会をめざし、男女平等の実現に向けた具体的な施策を推進しています。

しかし、性別による役割分担意識や無意識の思い込み、それに基づく社会制度・慣行は未だ根強く残っています。家庭での不平等や職場における雇用形態の差別、男女の賃金格差、ハラスメント¹⁷等、女性に不利益をもたらす差別の解消をめざして、施策のさらなる推進が必要です。

また、2024年（令和6年）には「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されました。すべての女性が尊厳を持って安心して生活し、さらに自立して暮らせる社会の実現も重要な課題です。女性が直面するさまざまな困難に対し、切れ目のない包括的な支援が求められていて、DV被害、シングルマザーの経済的苦境、性犯罪被

被害者支援等、女性特有の課題に対する適切な対応が急務です。

一方、社会の中で求められてきた男らしさという規範にとらわれて、生きづらさを抱える男性もいます。性別による役割分担意識は、女性の可能性を狭めているだけでなく、男性にも困難を強いるものです。また、男性へのDV被害も増加傾向にあります。男女平等の精神に基づいた取り組みを進め、性別にかかわらず一人ひとりの状況や要望に寄り添った支援をすることが重要です。



無意識の思い込みや偏見

「アンコンシャスバイアス」

男性は料理が苦手、子育て中の女性は重要な仕事を担当するのは難しいなど、無意識の思い込みや偏見をアンコンシャスバイアスと言います。それに気づかずにいると、自分の言動によって相手を傷付けたり、相手の可能性を狭めてしまったりすることがあるため注意が必要です。

¹⁴ ジェンダー：生物学的な性差とは異なり、男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業等に関して、社会や文化によって作られた性差のこと。

¹⁵ ジェンダーギャップ指数：各国における男女格差を測る指数で、経済、政治、教育、健康の4つの分野のデータから作成されている。0が完全不平等、1が完全平等を表していて、1に近いほど順位が高くなる。

¹⁶ 性別による役割分担意識：男は仕事、女は家庭といった、個人の能力とは関係なく、男性、女性という性別を理由として役割を分ける意識のこと。

¹⁷ ハラスメント：人を困らせること、嫌がらせ。職場においてはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティハラスメントが特に問題となっている。

(2) 取り組みの方向

① 男女平等の意識づくりと教育の推進

男女平等への理解を深めるための講座や研修を開催し、性別による役割分担意識にとらわれない男女平等の意識を高めます。また、幼少期から意識啓発を行うとともに、児童、生徒に対して男女平等に向けた人権教育を推進します。

② あらゆる分野への男女平等参画の促進

行政における政策、方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、地域活動や社会活動、家庭内等、あらゆる分野における男女平等参画を促進します。

③ 誰もが活躍できるまちづくり

雇用における男女平等を推進するとともに、職場における性差別解消の啓発、労働条件の改善に対する支援を行うほか、女性が活躍する環境をつくるため女性の就業、再就職、起業を支援し、誰もが活躍できるまちづくりを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの普及、啓発を図ります。

④ DV等あらゆる暴力の根絶

啓発活動や情報提供を行うほか、相談支援体制を充実させ、DV等のあらゆる暴力、ストーカー行為、ハラスメント行為の根絶をめざします。被害者の安全確保においては、関係機関等と連携し被害者等の早期発見に努め、一時保護や安全な生活、生活の再建等を支援するとともに、個人情報の管理を徹底します。

⑤ 困難な問題を抱える女性への支援

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律を踏まえ、困難な問題を抱える女性に対する支援体制を充実させます。支援に当たっては、関係部署や関係機関等と連携しながら、問題解決に向け、切れ目のない包括的な支援を行います。

2 こどもの人権

(1) 現状と課題

日本は、1994年（平成6年）に「子どもの権利条約」を批准し、それ以降、こどもの人権を守るため、さまざまな法整備を進めてきました。具体的には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春禁止法）」、「いじめ防止対策推進法」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」等が整備され、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」も時代に合わせて改正されています。また、「子どもの権利条約」において定められている「生命、生存及び発達に対する権利」、「こどもの最善の利益」、「こどもの意見の尊重」、「差別の禁止」の4つの原則にのっとり、2023年（令和5年）には、すべてのこどもが将来にわたって幸せな生活を送れる社会の実現をめざして「こども基本法」が施行されました。

本市では、2015年度（平成27年度）から「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て環境の充実をめざして切れ目のない支援を行うなど、子ども・子育て施策を推進してきました。教育現場においては、2007年度（平成19年度）から「逗子市学校教育総合プラン」に基づき人権を尊重した教育施策を進めているほか、教職員の人権意識の向上を図っています。また、2021年（令和3年）には「逗子市いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの根絶に取り組んでいます。

一方、児童虐待、いじめ、体罰、貧困さらには児童ポルノや児童買春といったこどもの人権に関連する課題は、依然として社会に根強く存在しています。いじめについては、その状況を看過することも人権侵害を是認していると言え、大きな問題です。また、情報化社会の進展に伴って SNS を介したいじめや誹謗中傷の深刻化、こどもが家族の介護等を担うヤングケアラーといった新たな課題も顕在化しています。

虐待等の撲滅を図ることはもちろん、いじめや体罰の早期発見・対応などこどもの安全を守るための支援体制について強化する必要があります。また、こどもの貧困をはじめ多様で複雑な課題に対処するためには、家庭、学校、地域そして関連機関が密接に連携するとともに、こども家庭センター¹⁸の機能強化等により安心して相談できる体制や環境を整備し、家族全体を一体的に支援していくことが大切です。見えにくい家庭内の課題を早期発見するためにも、多様な機関との連携は欠かせません。一人の人間として、こどもの権利が守られ、こどもが主体的に意見表明し、自分の可能性を信じて未来に向かって成長できるような社会の実現をめざすことが求められています。

(2) 取り組みの方向

① こどもまんなか社会づくりの推進

こどもの意見を反映できるよう、こども本人が意見を言える機会を確保するなど、こどもにとって最も良いことを常に考え、すべてのこどもが幸せに暮らせるようこどもまんなか社会¹⁹づくりを進めます。

② 児童虐待の防止と早期発見・対応

家庭、学校、地域や関係機関等との連携を強化し、虐待防止や早期発見・早期対応への取り組みを推進します。こどもや家庭からの相談については、相談機能を充実させ、安心した支援を受けられる体制づくりを進めます。

③ いじめの防止と早期発見・対応

家庭、学校、地域や関係機関等との連携を強化し、いじめや暴力行為等防止や早期発見・早期対応への取り組みを推進します。特に、学校における支援体制を充実させ、児童・生徒の小さな変化に早期に気づき、学校全体で気付いた情報を確実に共有し、速やかに保護者と共に対応します。

④ すべてのこどもを受け入れる環境づくり

乳幼児期から幼稚園、保育所、学校、放課後児童クラブ及びふれあいスクールにおいて発達に心配のあるこどもや障がいのあるこどもの受け入れ体制の充実をめざします。学校においてインクルーシブ教育を推進するほか、子育て関連施設や遊びの場等においても、すべてのこどもを受け入れる環境づくりを推進します。

⑤ 困難な状況にあるこどもや家庭への支援

家庭生活の基礎を支えるための経済支援や就労支援を行うほか、こどもの健やかな成長に向けて、こどもの居場所づくりや地域参画を促進する等、困難な状況にあるこどもや家庭を支援します。複合的な課題に対しては、関係機関と連携し、それぞれのニーズに応じた支援を行います。

⑥ 妊娠・出産期から子育てまで切れ目のない支援

安心してこどもを産み育てられるよう、こども家庭センター等における相談体制を充実させ、ライフステージに応じた切れ目のない子育て支援を提供します。



¹⁸ こども家庭センター：全てのこども及びその家庭並びに妊産婦に対し、母子保健及び児童福祉の両面から相談支援等を行う機関。

¹⁹ こどもまんなか社会：全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

* 本指針における「子ども」と「こども」の表記の使い分けは、こども基本法において定義される心身の発達の過程にある者を「こども」、他の語句との関連や固有名詞等「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合を「子ども」と示すこととする。

3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

2000年（平成12年）の介護保険制度の導入により、社会全体で高齢者の介護を支える仕組みが整いました。また、2006年（平成18年）に「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、2023年（令和5年）には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、認知症高齢者の人権保護と尊厳ある生活を支える法的基盤が強化されました。

2024年（令和6年）7月1日時点で、本市の65歳以上の高齢者人口は18,278人で、高齢化率は31.43%と、県内自治体の中でも高い水準にあります。2025年（令和7年）には、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、後期高齢者の増加が見込まれています。高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすためには、地域全体で高齢者を支える地域共生社会²⁰の構築が不可欠です。本市では、2024年度（令和6年度）から始まった「第9期逗子市高齢者保健福祉計画」に基づき、地域包括ケアシステム²¹のさらなる深化・推進を図るとともに、成年後見制度²²等の普及啓発など高齢者の尊厳を守るための取り組みを強化しています。また、認知症の高齢者が尊厳を持ちながら、希望を持って住み慣れた地域で生活できる社会の実現をめざし、認知症施策を総合的に推進しています。

一方、家庭や高齢者施設等において、高齢者への身体的、経済的等の虐待が依然として見られます。特に、家庭内での虐待や認知症高齢者への虐待は表面化しにくいとため、早期発見が難しいといった課題があります。また、判断能力が不十分な高齢者に対する財産の不正な奪取や振り込め詐欺、還付金詐欺やインターネットのワンクリック詐欺などの消費者被害、強盗被害等も増加していて、高齢者を狙った犯罪の増加は深刻な状況です。高齢者が持つ基本的な生活の安全や尊厳が脅かされないことがないよう、虐待等の防止、早期発見・対応を強化するとともに、高齢者の権利擁護を一層充実させていく必要があります。

また、高齢者が地域社会の一員として役割を持ち、いきいきと生活できる環境も必要不可欠です。高齢者がこれまで培ってきた技術や知識、経験を活かすことができる社会参加の場や活躍の機会を用意するほか、認知症になっても自分らしく暮らすことができる地域づくりを進めることが大切です。高齢者を「支えられる存在」として捉えるのではなく、自らの意思が尊重され、権利が適切に保護される中で、それぞれの人がその人らしい生活を送ることができる地域共生社会の実現が求められています。

(2) 取り組みの方向

① 高齢者の権利擁護の充実

高齢者が尊厳ある暮らしを維持するために、成年後見制度等の支援制度について普及啓発や支援の仕組みを充実させ利用促進を図るほか、詐欺等による消費者被害の防止など、高齢者の権利擁護を進めます。

② 高齢者虐待等の防止と早期発見・対応

関係機関とネットワークを構築し、啓発や相談体制の整備、関係職員の研修等を行い、虐待防止や早期発見・早期対応への取り組みを推進します。

③ 高齢者が生き生きと暮らせる環境づくり

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を送るため、支援を受けるだけでなく、人を支援する側になる機会や活動を提供し、高齢者が生き生きと暮らせる環境づくりを推進します。

④ 認知症の人にやさしい地域づくり

本人や家族等の参画のもと、認知症の人が、できる限り自分らしく住み慣れた地域で暮らし続けることを実現するための施策を計画・実施し、認知症の人にやさしい地域づくりを進めます。

²⁰ 地域共生社会：地域の様々な人や団体が、世代・分野・立場を超えて互いに助け合い、一人ひとりの住民が生きがいや役割をもって生活できる社会のこと。

²¹ 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを、継続的に、切れ目なく一体的に提供できるような体制。

²² 成年後見制度：認知症高齢者、知的・精神障がいのある人等、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する民法及び任意後見契約に関する法律に基づく制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議等をサポートする。

4 障がいのある人の人権

(1) 現状と課題

2011年（平成23年）の「障害者基本法」の改正、2012年（平成24年）の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の成立、2013年（平成25年）の「障害者差別解消法」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正を経て、日本は2014年（平成26年）に「障害者の権利に関する条約」を批准しました。これらの法律、条約には、「障害の社会モデル」²³という考え方が反映されていて、障害者差別解消法では障がいを理由とする不当な差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮²⁴の提供が義務づけられました。また、2024年（令和6年）には障害者総合支援法が一部改正され、障がいのある人が地域や職場で生きがい・役割を持ち、その人らしく安心して暮らすことができる体制の構築が進んでいます。

本市における障害者手帳所持者数は2023年（令和5年）3月末現在2,605人で、総人口に占める割合は微増しています。障害者手帳別では、身体障害者手帳所持者数は減少傾向ですが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は共に年々増加していて、今後も増えていくことが推計されています。こうした中、本市では「逗子市障がい者福祉計画」に基づき、障がいのある人に対する施策を総合的に推進してきました。現在は、2021年（令和3年度）から始まった「第4期障がい者福祉計画」に基づき、ノーマライゼーション²⁵、リハビリテーション²⁶、そしてソーシャルインクルージョン²⁷の考え方をもとに、さらに一歩進んだ取り組みを進めています。

しかし、現実には障がいのある人に対する差別や権利侵害が根強く残っていて、例えば、エレベーターのない施設で移動に困難さを感じるケース、合理的配慮が行き届かず適切な仕事環境や居住環境を得られないケース等、さまざまな問題が見られます。また、外見で分かるものだけが障がいではなく、一見して障がいがあると分からないために、理解されず苦しんでいる場合もあります。障がいのある人に対する無理解や偏見をなくするためには、物理的・制度的なバリアフリー²⁸の推進はもちろん、「こころのバリアフリー²⁹」の意識や行動が浸透した共生社会の実現が欠かせません。障がいの特性や合理的配慮の必要性に対する社会全体の理解を深めていくことが求められています。

また、依然として障がいのある人に対する虐待が発生していることから、虐待等の防止、早期発見・対応を強化するほか、成年後見制度の利用促進など権利擁護を一層充実させていく必要があります。さらに、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化・重複化に伴い、複雑・多様化する課題に対して、特性に応じた切れ目のない支援を行っていくことが不可欠です。分かりやすい情報提供と相談体制の充実を進めるとともに、就労

支援や社会参加の促進を図り、一人ひとりがその人らしい生活を送ることができるまちづくりを進めていくことが重要です。

(2) 取り組みの方向

① こころのバリアフリーの促進

障がいに関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。理解の促進に当たっては、幼少期から意識啓発を行うとともに、児童、生徒に対する福祉教育を推進します。

② 安心して暮らせるまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン³⁰の考えをもとに、公共施設や情報等のバリアフリー化、公共交通機関等の移動手段の確保など障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

③ 障がいのある人への差別解消と虐待防止

障がいのある人に対する差別や権利侵害に対する普及啓発に取り組み、差別の解消及び合理的配慮等の推進に取り組みます。また、関係機関と連携し、虐待防止と早期発見・早期対応への取り組みを推進します。

④ 障がいのある人の権利擁護の充実

本人の自己決定の尊重と、意思決定の支援を推進するとともに、適切に成年後見制度等につなげることができるような支援体制を整え、制度の利用を促進し、障がいのある人の権利擁護を図ります。

⑤ 相談・支援体制の充実

関係機関等との連携強化を進め、障がいのある子どもやその家族はもちろんライフステージやニーズに応じた相談・支援体制の充実を図ります。また、わかりやすく選択しやすい情報提供を行います。

⑥ 障がいのある人の社会参加の促進

障がいのある人が社会の一員として、あらゆる分野の活動への参加・参画の機会の確保や支援を総合的に推進します。一般就労に向けた支援や就労定着のための支援を行うほか、生涯学習活動の場を充実させ、地域との交流、社会参加や生きがいづくりの活動を支援します。

²³ 障害の社会モデル：障害者権利条約に掲げられた理念。障害は障がいのある人ではなく社会が作り出しているものであり、その障壁（バリア）を取り除くのは社会の責務であるという考え方。

²⁴ 合理的配慮：障害者権利条約の第2条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、又は過重な負担を課さないもの」という条件が付けられている。

²⁵ ノーマライゼーション：障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるような条件を整え、ともに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

²⁶ リハビリテーション：障がいのある人や高齢者等に対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助のこと。

²⁷ ソーシャルインクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

²⁸ バリアフリー：障がいのある人が社会生活をしていく上で、生活の支障となる物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などさまざまな障壁（バリア）となるものを除去すること。

²⁹ こころのバリアフリー：様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

³⁰ ユニバーサルデザイン：特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

* 本指針における「障害」と「障がい」の表記の使い分けは、法律等の正式名称で「害」の字が使用されている言葉についてはそのままの表記とし、それ以外については「害」の漢字がもつ否定的な意味や意見に左右されない表記の仕方として「がい」と平仮名で示すこととする。

5 外国につながるのある人の人権

(1) 現状と課題

2017 年（平成 29 年）に「外国人の技能実習の適正な実務及び技能実習生の保護に関する法律」が施行され、2019 年（平成 31 年）には「出入国管理及び難民認定法」の改正により外国人の受入れを促進するため、特定技能という在留資格が追加されました。2024 年（令和 6 年）には法律が改正され、技能実習制度に代わり育成就労制度を創設するとともに、特定技能の対象分野を追加するなど、外国人材を受入れるための法整備が進んでいます。こうした背景もあって、日本に住む外国人の数は増加を続けています。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に減少しましたが、2023 年（令和 5 年）末には 341 万人を超え、日本で生活する外国人数は過去最高となっています。本市には、2024 年（令和 6 年）3 月末時点で 57 か国、621 人の外国籍市民が暮らしていますが、その他にもさまざまな文化や言語をバックグラウンドに持つ外国につながるのある人が市内に暮らしています。

一方、言語や宗教、文化、習慣の違いからくる誤解や偏見は、日常生活や職場での差別、孤立を引き起こす原因となっています。外国人労働者に対しては、不当な労働環境の問題、長時間労働や賃金不払い等の人権侵害が生じています。また、2016 年（平成 28 年）に「ヘイトスピーチ解消法」が施行されましたが、特定の民族や国籍の人々に対するヘイトスピーチや差別的言動は依然として根強く残り、社会問題となっています。このような言動は、外国につながるのある人の尊厳を侵害し、地域社会での共生を阻害する要因です。

本市は長年にわたり、池子住宅地区に住む米軍家族と培ってきた日米親善交流を礎に、さまざまな国や地域の人々との交流や協力を進めてきました。2016 年（平成 28 年）には、フェアトレードタウン³¹の認証を受け、取り組み支援等を通じて国際理解を促進し、多文化共生社会の実現に向けた活動を進めています。外国につながるのある人も日本人も同じ地域社会で生活している一員です。多文化共生の推進を通じ、多様な文化や国籍を理解し、相互に尊重する風土を育てることがますます重要になっています。

また、多言語対応の強化やわかりやすい情報発信をするなど日常生活での支援を充実させ、外国につながるのある人が安心して生活できる環境を整えることが求められています。

(2) 取り組みの方向

① 外国につながるのがある市民への支援

日本語の習得が十分でない外国籍市民に対して必要な情報を適切に伝達できるよう、多言語による情報提供をはじめ、関係機関と連携した相談体制を整えます。また、誰もがわかりやすい「やさしい日本語」による情報発信を進め、外国につながるのがある市民を支援します。

② 外国につながるのがある児童・生徒への支援

言語や文化的背景に配慮し、児童・生徒が過ごしやすく、学びやすい教育環境を整えるなど、外国につながるのがある児童・生徒を支援します。

③ 多文化共生、多文化理解の推進

多文化共生、多文化理解に関する講座等を開催するほか、身近な国際交流活動として外国籍市民との交流の機会を設け、市民の国際感覚の醸成と国際理解の増進、地域の国際化を推進します。

³¹ フェアトレードタウン：フェアトレードは、適正な価格で取引することを通して、開発途上国の農家や小規模生産者・女性等、立場の弱い人々の自立を支援する国際協力のことで、行政、企業、市民団体等が一体となり、まちぐるみでフェアトレードの輪を広めようと取り組んでいる自治体をフェアトレードタウンという。本市は国内で3番目のフェアトレードタウンとして認定されている。

6 多様な性と人権

(1) 現状と課題

性は、その人らしさや生き方にかかわる重要な概念で、一人ひとりの性は多様です。2020年（令和2年）に改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」では、企業にも性的指向や性自認等に関連する侮辱的言動の防止が義務付けられ、職場における差別防止策が進められています。また、2023年（令和5年）には「LGBT理解増進法」が施行され、性的マイノリティに関する多様性理解の促進と支援を行う地方公共団体の役割が明確にされました。

本市では、2020年（令和2年）に広く多様性に配慮することを念頭に、「逗子市パートナーシップ宣誓制度³²」を開始し、近隣自治体と相互利用協定³³を結ぶなど制度の充実を図っています。加えて、「逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例」により、性的マイノリティの人の権利擁護を進め、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちづくりを推進しています。

LGBTQ³⁴や SOGIE³⁵という言葉が広く知られるようになり、性の多様性に関する認識は徐々に広がりつつありますが、社会全体の理解は未だ不十分で、多くの当事者が依然として生きづらさを抱えているのが現状です。同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人、又は性別不合³⁶等の性的マイノリティの人は、体と心の性の食い違いに悩んだり、周囲の心無い目にさらされたりと、性的指向や性自認等に対する社会の理解不足や偏見から、多くの困難に直面しています。固定観念や偏見が根強く残り、多くの人が差別やいじめ、さらには就職や住居等の生活における不平等な待遇を経験し、精神的・社会的な孤立感や将来への不安を感じています。特に、性的指向や性自認を本人の了解なく明かされるアウティング³⁷は、深刻な人権侵害です。

性的マイノリティの人が直面する人権課題を解決するためには、多様性を尊重し、個々のあり方を認め合う環境づくりが不可欠です。今後も、多様な性に対する理解を深めるための教育や啓発、相談体制の充実、差別やハラスメントに対する厳正な対応を通じて、誰もが安心して自分らしく生きることができる社会の実現をめざしていく必要があります。

(2) 取り組みの方向

① 多様な性を尊重する意識づくりと教育の推進

幅広い世代に対して多様な性への理解を深める講座や研修等を開催し、性自認、性的指向等により差別されることのない多様性尊重の意識を高めます。また、幼少期から意識啓発を行うとともに、児童・生徒に対して多様な性の尊重に向けた人権教育を推進します。

② 多様な性を尊重する環境づくり

市の施策の推進に当たっては多様な性を尊重する視点を取り入れます。また、パートナーシップ宣誓制度の周知、制度の改善や充実を図るとともに、公共施設等においても多様な性を尊重する環境づくりを進めます。

③ 相談・支援体制の充実

関係団体と連携しながら、性的マイノリティの人が抱える悩みに寄り添い、必要な支援の提供や問題解決を図るため、相談・支援体制の充実に努めます。

³² 逗子市パートナーシップ宣誓制度：パートナー関係にある二者がその自由な意思により、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓する制度。宣誓者には証明書を交付している。

³³ 相互利用協定：逗子市、横須賀市、鎌倉市、三浦市及び葉山町で締結しているパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定のこと。宣誓を行った人が、四市一町間で住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先の自治体で新たな宣誓を行うことなく宣誓を継続することができる。

³⁴ LGBTQ+：レズビアン（Lesbian）女性の同性愛者、ゲイ（Gay）男性の同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）心と体の性が一致していない人、クエスチョニング（Questioning）自分の性が定まっていない人の頭文字とそれ以外の多様な性のあり方を「+」に込めた、性的マイノリティを表す総称の1つ。

³⁵ SOGIE：性を考える要素のうち、性的指向（Sexual Orientation）恋愛対象の性、性自認（Sexual Identity）自分が認識している性、性表現（Gender Expression）自分をどのような性で表現するか頭文字をとった言葉。性の要素そのものを表していて、すべての人に当てはまる概念。

³⁶ 性別不合：性同一性障害は疾病や障害ではないという考えの広がりのもと、2018年に世界保健機関（WHO）が公表した国際疾病分類において、「Gender Identity Disorder」が「Gender Incongruence」と改名された。この改名を受け、日本語訳についても、性同一性障害から性の健康に関する状態として「性別不合」に名称の変更が予定されている。性別違和ともいう。

³⁷ アウティング：本人の了解なく性的マイノリティであることを他人に話すこと。誰に、どこまで話してよいか本人に確認し、それ以外には言いふらしてはいけない。

7 部落差別（同和問題）

（1）現状と課題

部落差別（同和問題）は、日本社会における歴史的な身分差別であり、出身地域や家族の背景によって不当に差別されることが問題となっています。1969年（昭和44年）には、生活環境の改善や福祉の向上に寄与することを目的として「同和対策事業特別措置法」が施行されました。また、2016年（平成28年）には、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」として「部落差別解消推進法」が施行されました。同法では、部落差別解消に向けた国や地方公共団体の責務等が示されていて、部落差別に関する相談体制の充実、部落差別を解消するための教育・啓発活動の実施、部落差別の実態にかかわる調査の実施等が規定されています。

本市では、部落差別（同和問題）の正しい理解、解消に当たり、教育の果たす役割は極めて重要との認識のもと、1989年（平成元年）に「逗子市同和教育基本方針」を制定し、同和教育を積極的に進めてきました。また、本人通知制度を運用し、住民票の写しや戸籍謄抄本等が不正取得された事実が判明したときに、市から証明書等記載の本人に不正取得の事実を知らせています。

しかし、現実の社会では依然として差別が根強く残っていて、被差別部落（同和地区）の出身者というだけで、結婚を反対されたり、就職、進学、住宅の取得など日常生活のさまざまな場面で差別を受けたりするなど深刻な人権課題が生じています。結婚差別や就職差別につながる身元調査のための住民票や戸籍関係書類の不正取得、差別的な落書き等は許されるものではありません。また、インターネット上では、被差別部落の所在地に関する情報の暴露や差別的な書き込みが問題になっています。こうした情報や投稿は広範囲に拡散され、差別意識を助長する要因となっています。部落差別は、過去の問題ではなく、現在もなお日本社会に深く根付く人権課題です。差別の根本的な解決に向けて、さらなる人権教育と啓発活動が必要です。

さらに、えせ同和行為³⁸と呼ばれる、部落差別を口実に事業者等に対し不当な要求を行う行為も依然として見られます。これらの行為は、部落問題を悪用するだけでなく、差別そのものを助長し、社会に誤ったイメージを広めることで、差別解消に逆行する結果を招いています。部落差別を口実にした不当な要求やえせ同和行為には、国や関係団体、当事者団体と連携して毅然とした対応をとることが大切です。

(2) 取り組みの方向

① 部落差別に対する人権教育・啓発の推進

部落差別に対する正しい認識と理解を深め、差別や偏見をなくし、人権が真に尊重される明るい社会の実現をめざして、学習機会の充実や児童・生徒の発達段階に即した人権教育を推進します。また、あらゆる機会をとらえて、関係団体と連携しながら啓発活動を推進します。

② 個人情報の保護

就職や結婚差別等に結びつく恐れのある身元調査による個人情報の漏洩を防ぐため、取扱窓口における戸籍や住民票等の不正取得防止など、個人情報の保護を徹底します。

③ えせ同和行為の排除

部落差別に関する誤った意識を植えつける大きな原因で、差別解消の推進に対する大きな障害になるえせ同和行為について、排除に努めます。

³⁸ えせ同和行為：あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名のもとに、事業者や行政に不当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけたり、利益や義務なきことを要求したりする行為のこと。

8 貧困と人権

(1) 現状と課題

2015年（平成27年）に施行された「生活困窮者自立支援法」により、生活保護に至る前の段階での自立支援策が強化され、生活に困窮している人の自立と尊厳を守るための取り組みが進められています。しかし、国民生活基礎調査（令和4年）によると、日本の相対的貧困率は15.4%と依然として高く、約6人に1人が生活困窮状態にあることが示されています。相対的貧困率とは、その国の生活水準や文化水準を基準に、経済的に困窮している人の割合を示す指標です。この貧困率の高さは、物価の高騰が続いた影響でさらに悪化したという見方もあり、特に非正規雇用者や低所得層が大きな打撃を受け、生活困窮が広がっています。

本市では、生活困窮者が地域において自立した生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援に取り組んでいます。生活の安定や就労促進等の自立に向けた相談体制を整えるほか、住宅確保給付金を支給し経済的な支援を行っています。2023年度（令和5年度）の新規相談支援件数は49件で、件数自体は減少傾向にありますが、高齢者世帯が増えてきている中、病気や高齢による収入減少が原因で生活が成り立たなくなる人が増加傾向です。また、さまざまな理由により生活を維持することが困難になった世帯に対しては、必要な保護を実施しています。

一方、生活困窮者に対して、「怠けている」「努力が足りない」といった偏見は根強く、生活困窮は自己責任とみなされがちです。このため、困窮者自身が支援を求めることをためらい、制度利用を断念することがあります。困窮を理由とした就職差別や服装等を理由としたいじめ、住居確保の難しさ等、生活困窮者に対する差別、偏見は日常生活のさまざまな場面で見られます。相談しやすい体制づくりを進めるとともに、困窮者に対する社会全体の理解を深めていくことが必要です。

また、生活困窮者の多くは、経済的な問題だけでなく、健康、孤独、生きづらさなど複数の課題を抱えています。医療費が負担となり医療機関への受診を控えた結果、健康状態が悪化する人も少なくありません。経済的支援に加えて、社会的・心理的な課題を総合的に解決するための支援が不可欠です。生活困窮者には、高齢者、ひとり親世帯、非正規雇用者、障がいのある人、若年層等さまざまな人たちが含まれることから、関係機関や地域社会等が連携するとともに、包括的な相談支援体制の構築を進め、多岐にわたる課題に対して幅広い視点で支援することが求められています。

(2) 取り組みの方向

① 自立支援、生活支援

生活に困窮している人が安心して暮らすことができるよう、支援体制の整備に努め、寄り添いながら自立支援、生活支援に取り組みます。生活保護等の制度の周知を図るほか、就労、家計改善等の支援、給付金や必要な物資の支給を行うなど、一人ひとりの状況に応じたさまざまな支援を展開します。

② 相談・支援体制の充実

生活に困窮している人に適切な支援が行えるよう、相談・支援体制の充実を図ります。地域や関係機関とも連携して支援を進め、生活困窮となる原因について複合的に分析、解決を図ります。

③ 教育・啓発の推進

生活に困窮している人への差別や偏見をなくすため、正しい理解を深める教育、啓発に取り組みます。



9 自死と人権

(1) 現状と課題

日本の自殺者数は2013年（平成25年）以降、2019年（令和元年）まで減少傾向にありましたが、社会環境の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、特に若年層や女性を中心に生きづらさを抱える人が増え、2020年（令和2年）には20,243人と再び増加に転じました。本市では2022年（令和4年）に8人が自殺により亡くなっています。

2016年（平成28年）の自殺対策基本法改正により、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざすことが明確にされました。これに基づき、本市でも2019年（令和元年）に「逗子市自殺対策計画」を策定し、現在は「第2期逗子市自殺対策計画」をもとに自殺予防に向けた包括的な支援体制の強化に取り組んでいます。

自殺の多くは、追い詰められた結果の悲劇です。その背景には、精神的な問題に加え、過労、経済的困難、育児や介護の負担、社会的孤立等、さまざまな社会的・経済的要因が絡み合っています。自殺は個人の問題ではなく、社会全体が直面する重大な人権課題ですが、自殺は予防することが可能な死です。悩みを抱えた人が追い詰められる前に、関係機関が連携し、問題の早期発見と迅速な支援を実現することが重要です。

また、自殺は、本人だけでなく、遺された家族や友人、同僚など周囲の人々に深刻な精神的・社会的影響を及ぼします。自死³⁹遺族は、突然の死というショックに加え、「なぜ助けられなかったのか」といった自責の念に苛まれ、精神的な苦しみを抱えることが多くあります。自殺に対する社会的な偏見や無理解から、差別的な言動や冷たい視線に晒され、周囲から孤立することもあります。自死遺族が孤立せず、安心して自分の気持ちを表現し、支援を受けられる環境を作ることが、人権尊重の観点からも大切です。

さらに、近年では、新聞やテレビ等のメディアによる自殺報道の後に自殺が増加する危険性が問題視されているほか、SNSでの誹謗中傷の書き込み、性的マイノリティに対する無理解や偏見が自殺を誘発する危険性も問題になっています。自殺に対する無理解や偏見をなくすため、教育や啓発活動を通じて、社会全体で自殺に対する正しい認識を広めていくことが求められています。

(2) 取り組みの方向

① 生きることを支える人材の育成

市民をはじめさまざまな職種や団体や職員を対象にゲートキーパー⁴⁰養成講座等の受講の機会を増やし、悩みを抱える人々に早期に気づき、声をかけ、必要な支援につなげる役割を担うゲートキーパー等の人材を育成します。

② 市民への啓発・周知

自殺に対する誤った認識や偏見をなくし正しい知識を知ること、誰にでも起こる危機としての認識を一人ひとりが持てるよう啓発・周知をしていきます。

③ 生きることへの支援

相談体制の充実等により「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らすとともに、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすための取り組みを進め、生きることを包括的に支援します。

④ 自死遺族への支援体制の充実

自殺未遂者や自死遺族についての理解を深めるとともに、当事者の心情に配慮しながら、自死遺族への支援体制を充実させます。

³⁹ 自死：自ら死を選択すること。

⁴⁰ ゲートキーパー：悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

* 本指針における「自死」と「自殺」の表記の使い分けは、NPO 法人全国自死遺族総合支援センターが公表している「自死・自殺」の表現に関するガイドラインをもとに表記している。遺族や遺児に関する表現は「自死」を使い、行為を表現するときは「自殺」とした。

10 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害は、平穏な日常を送っている中で、ある日突然発生するもので、誰もが犯罪被害者やその家族（以下、犯罪被害者等という。）になる可能性があります。2004年（平成16年）に、犯罪被害者等の権利保護を図ることを目的とした「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、2008年（平成20年）には「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が改正され、経済的支援を含む被害者への支援が進みました。

神奈川県では2009年（平成21年）に「神奈川県犯罪被害者等支援条例」を制定し、県と県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション⁴¹」や「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（かならいん）⁴²」を運営し、被害者に対する総合的な支援を提供しています。本市では、2024年（令和6年）12月に「逗子市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者等が、個人としての尊厳を守りながら地域社会で安心して生活できるように支援することを明記しました。この条例に基づき犯罪被害者等に対する支援に取り組んでいます。

犯罪被害者等は、犯罪そのものによる生命や身体、財産への直接的な被害を受けるだけでなく、精神的なショックにより深刻な心身の不調に苦しむことがあります。また、医療費の増加、失職や転職等により経済的困窮に直面し、生活の基盤を失う危機にさらされることも少なくありません。さらに、周囲からの心ないうわさ話やSNSでの誹謗中傷などによって名誉が傷つけられ、場合によっては社会から孤立することもあります。特に、マスコミによる過剰な取材や報道が精神的な苦痛を増大させることが多く、プライバシー侵害や二次被害として深刻な影響を与えることがあります。

犯罪被害者等が直面する困難は多岐にわたることから、関係機関等と連携し、きめ細かな支援体制を構築することが求められているほか、安心して支援を受け、尊厳を持って生活を再建できるよう、制度の充実と支援体制の強化が必要です。また、犯罪被害者等に対する無理解や偏見をなくすための啓発活動も不可欠です。犯罪被害者等の心情や立場に対する正しい理解を広め、犯罪被害者等が社会から孤立せず、支援を受けながら回復できるよう、地域社会全体で取り組んでいくことが大切です。

(2) 取り組みの方向

① 二次的被害を防ぐための啓発の推進

犯罪被害者等が誹謗中傷やプライバシーの侵害等による二次的被害で苦しむことがないように、犯罪被害者等に対する理解を深めるための意識啓発に努めます。

② 相談・支援体制の充実

犯罪被害者等が抱えるさまざまな問題の解決に向け、支援金を給付するとともに、関係機関や団体等と連携し、相談・支援体制を充実させます。

⁴¹ かながわ犯罪被害者サポートステーション：犯罪被害者やその家族の方が、必要な支援を途切れることなく受けることができるように、県、警察、民間支援団体が常駐し、犯罪被害者等が必要とする支援を各々の専門やノウハウを生かしながら、総合的にきめ細かく提供するために設置された施設。

⁴² かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター：性犯罪や性暴力の被害者が、24時間365日いつでも安心して相談をし、必要な支援がワンストップで受けられるように設置された機関。

11 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

誰もが簡単に情報を発信することができ、情報が瞬時に広がり、情報の取得が容易であるというインターネットの特性は、私たちに利便性をもたらす一方で、人権侵害を引き起こすことがあります。SNS やブログ、掲示板等において、許可なく他人の写真や動画を公開するほか、特定の個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、外国人や障がいのある人、高齢者、性的マイノリティなど特定の属性の人びとに対するヘイトスピーチ等が見られます。また、無料通話アプリ等を使ったいじめや嫌がらせ、SNS やオンラインゲームを介した性的被害や暴力被害に巻き込まれる事例も後を絶ちません。

国は、2014 年（平成 26 年）に「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ防止法）」を施行し、リベンジポルノ⁴³をはじめとする性的な画像や動画の無断拡散を防ぐ取り組みを進めてきました。また、違法・有害情報に対しては、2024 年（令和 6 年）に「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」を公布し、大規模プラットフォーム事業者に対して、一定期間内の削除申出への対応や削除基準の策定・公表を義務付ける等の規制が新たに設けられました。

しかし、一度インターネット上に流出した情報を完全に削除することは非常に困難で、被害者は将来にわたり精神的苦痛に苛まれることが少なくありません。また、インターネット上での誹謗中傷等は、その真偽に関わらず、就職差別や地域住民からの偏見差別につながり、日常生活が壊されてしまうこともあります。近年では AI⁴⁴の活用も広がってきていて、AI による新たな人権侵害リスクも高まっています。被害者の心理的・経済的負担は依然として大きく、被害者支援体制のさらなる強化が必要です。

インターネット上で起こり得る人権侵害について、個々の利用者が十分に理解し、適切なルールとモラルを守って利用することが求められています。特に、青少年に対しては、インターネットの適切な利用やその危険性についての教育を強化することが重要です。また、個人の人権意識を高めるだけでなく、インターネット上での人権侵害に対する相談・支援体制の充実も急務です。

(2) 取り組みの方向

① 適切な利用を促す教育・啓発の推進

インターネットの適切な利用を促すため、児童・生徒に対し、情報活用モラル教育の強化を図ります。また、名誉棄損やプライバシーの侵害等、人権を侵すことがないよう、人権に配慮した正しい利用方法等を啓発します。

② 相談体制の充実

関係機関との連携を深め、インターネットによる人権侵害の被害者が安心して相談することができる体制の充実に努めます。



⁴³ リベンジポルノ：嫌がらせや復讐の目的で、交際中や婚姻中に撮影した元交際相手や元配偶者の性的な写真や動画をインターネット上で公開する行為。

⁴⁴ AI：人工知能の略。コンピューターが人間の知能に関連するタスクを学習して実行する技術。

12 災害と人権

(1) 現状と課題

2011年（平成23年）の東日本大震災では、災害時におけるさまざまな人権課題が浮き彫りになりました。避難所では、暴力、性暴力、プライバシー、乳幼児の泣き声を巡るトラブル等が問題になりました。また、福島第一原子力発電所事故により、被災地から避難した人に対する偏見や差別も大きな問題となり、風評被害が社会的な分断を招きました。

本市では、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、2014年（平成26年）3月に「逗子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定しました。この計画を推進していくことにより、自助と地域の共助を基本に、避難が困難な高齢者、障がいのある人、妊産婦等の避難行動を支援する体制を整えていきます。

また、福祉避難所の指定や設置など、避難生活において配慮を必要とする人への支援を強化してきました。さらに、「ずし男女平等参画プラン2030」に基づき、防災において多様性の視点を取り入れ、多様な性別やニーズに配慮した災害備蓄品や避難所環境の整備を進めています。

災害時には不安やストレスが高まり、人々の人権意識が薄れがちです。多くの人が集まる避難所では、他者への配慮が不足し、心ない言動や差別が起こりやすくなります。分かりやすく正確な情報提供や物資の配給を行うとともに、避難所における安全管理やプライバシーの確保、多様性への配慮が欠かせません。災害時には、子どもや高齢者、障がいのある人、妊産婦、性的マイノリティ、外国籍の人等、配慮を必要とする人も避難所に集まります。個別のニーズを踏まえた対応を避難所運営に反映することが不可欠です。

災害時における人権への配慮は、その時になって初めて対応するのではなく、事前の準備や計画が非常に重要です。災害後の混乱を防ぎ、すべての人が安心して避難できる環境を作るために、防災訓練時に普及啓発するとともに、日常的な啓発活動が大切です。誰もが尊厳を持って生活することができるよう、災害時の人権に関する取り組みを強化していくことが求められています。

(2) 取り組みの方向

① 災害に備えるための訓練等と支援体制の充実

災害に備え、地域と連携しながら防災訓練を行うとともに、避難などについて周知・啓発を行います。また、支援を必要とする人々が安心して避難することができるよう、支援体制を整えます。

② 人権の視点に基づいた避難所の整備・運営

避難生活を安全・安心に過ごすことができるよう、災害時に配慮を必要とする多様な人に対し、人権擁護の視点に基づき、それぞれに配慮した避難所整備と運営に努めます。

③ 分かりやすい情報提供と相談対応

誰もが正確に情報を得ることができるよう、分かりやすく的確な情報提供に努めます。また、関係機関と連携しながら、健康やプライバシー、暴力に関する相談などへの対応を図っていきます。



13 その他の人権

これまで、分野別施策としてとり上げた人権課題のほかにも、私たちの周りには人権を取り巻くさまざまな問題が提起されています。人権課題は複雑・多様化しているだけでなく、社会状況や価値観等の変化により、新しい課題が今後生じる可能性もあります。こうした人権侵害が起きている事実や社会的背景等について、正しい知識と理解を深めることが大切です。

さまざまな人権課題

- ・ 疾病等（HIV 感染症、ハンセン病⁴⁵、新型コロナウイルス感染症等の患者やその家族及び医療従事者等）に関する人権侵害

感染症に対する知識や理解の不足から、社会生活のさまざまな場面で、差別やプライバシーの侵害等が発生しています。

- ・ 刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、社会復帰をめざす人にとって、厳しい状況にあります。

- ・ 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

北朝鮮当局による日本人拉致は、日本に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。

- ・ ホームレスの人権

ホームレスになった人に対し、嫌がらせや暴行といった事案が発生しています。

- ・ アイヌ民族の人権

固有の言語や独自の豊かな文化等を持つ、日本列島北部周辺とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人に対する理解を深め、偏見や差別をなくすることが大切です。

- ・ 人身取引（性的サービスや労働の強要等）

性的サービスや労働の強要等は重大な人権侵害で、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められています。

⁴⁵ ハンセン病：感染力・病原性の弱い「らい菌」によって起こる慢性の細菌性感染症のこと。現在では、有効な治療薬が開発され、早期発見・治療により、後遺症を残すことなく完治し得る。

第4章 市民、事業者等の皆さまへ

人権課題の解決には、行政だけでなく、市民、事業者等、地域社会全体で取り組んでいくことが重要です。皆が人権尊重の意識を持ち、行動していくことで、全ての人の人権が尊重される社会の実現につながります。

1 市民の皆さまへ

誰もが尊重され、自由で平等なまちを実現するには、市民一人ひとりが人権を尊重する意識を持ち、日常生活の中で偏見や差別を許さず、他者の個性を尊重しながら支え合うことが大切です。人権課題は他人事ではありません。偏見に基づく不当な差別的言動などに出会ったときに「おかしい」と思えるような感性を持ち、人権へ配慮した態度や行動をとることができるような人権感覚を身に付ける必要があります。日頃から、人権について関心を寄せ、理解を深め、日常生活の中で実践していくことが求められます。

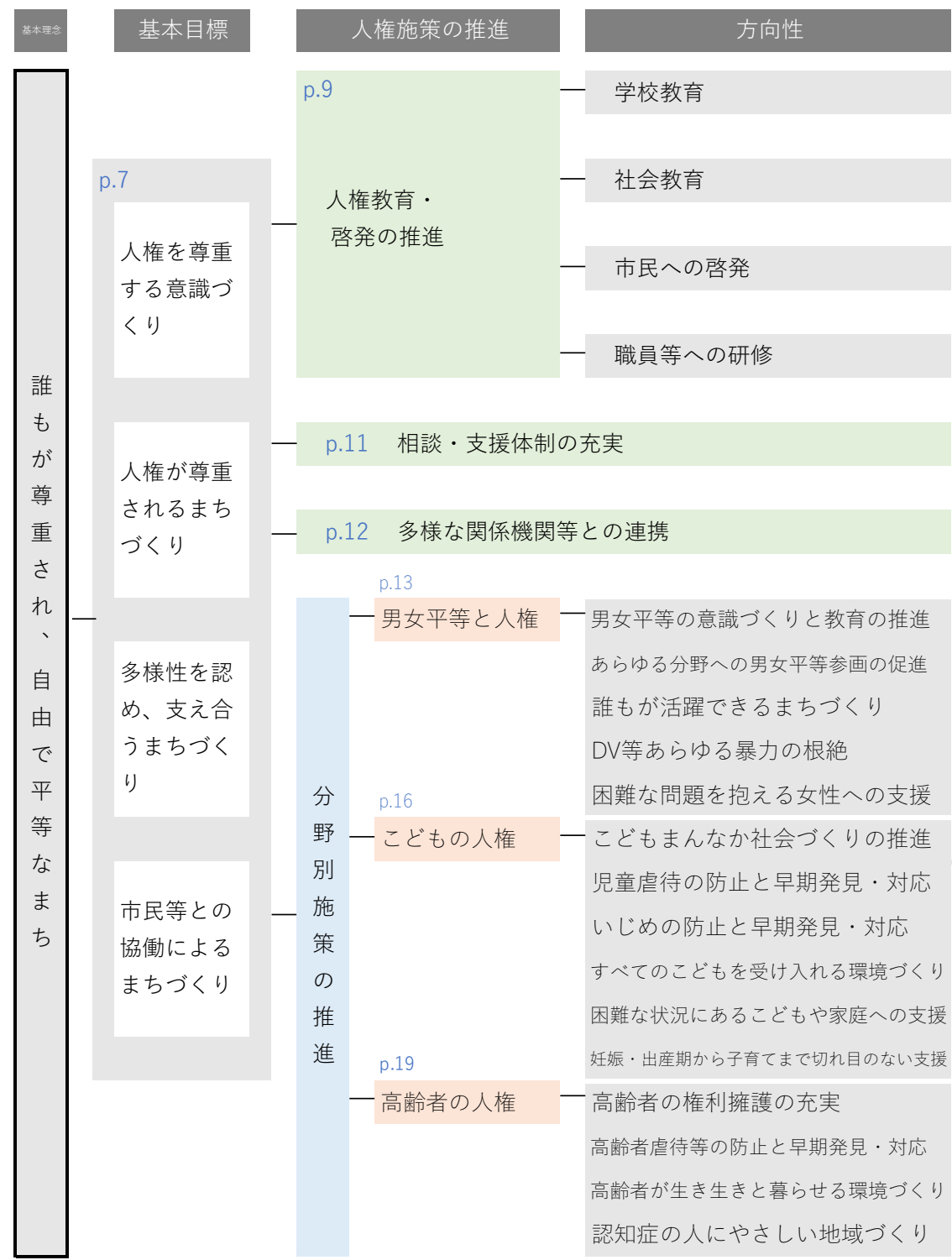
2 事業者の皆さまへ

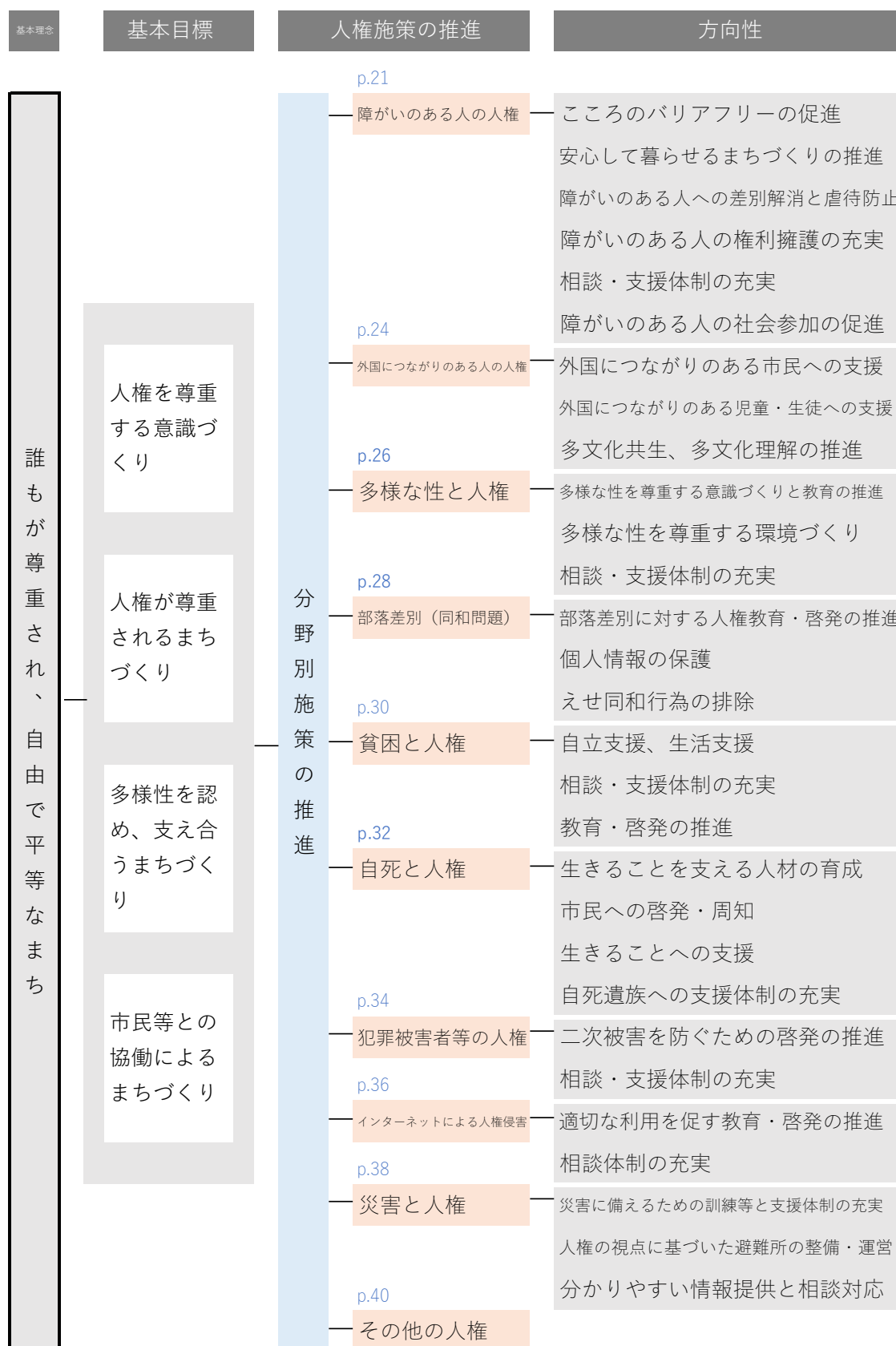
国際的に「ビジネスと人権」に関する関心が高まっていて、国でも「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020-2025）が策定されるなど、事業者には人権擁護に対する責任が強く求められています。事業者は、その活動が社会や地域へ大きく影響することから、人権尊重の視点を持った事業活動を展開することが大切です。

また、女性、高齢者、外国人等、働き手が多様化する中で、人権への配慮は欠かせません。特に、パワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等のハラスメントは、職場での深刻な人権侵害であり、これらを防止するための取り組みが急務です。長時間労働やストレスによる健康被害のほか、非正規雇用者における賃金格差や雇用不安等の問題も顕在化しています。人権尊重の視点を持った事業活動や職場環境の整備は、事業者自身の価値を高めることにもつながります。積極的な人権尊重の取り組みが期待されます。

参考資料

1 人権施策推進指針の体系図





2 指針策定の経過

(1) (仮称) 逗子市人権施策推進指針策定検討会

時 期	内 容
令和 6 年 1 月 10 日	令和 5 年度第 1 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 指針策定の背景 ・ 指針の概要 ・ 今後のスケジュールについて
令和 6 年 7 月 9 日	令和 6 年度第 1 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 指針策定の趣旨 ・ 基本理念、基本目標について ・ 施策の推進について
令和 6 年 7 月 24 日	令和 6 年度第 2 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 市の取り組みの説明 ・ 分野別施策について（男女平等、高齢者、犯罪被害者等）
令和 6 年 10 月 2 日	令和 6 年度第 3 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 分野別施策について（こども、障がいのある人、外国につながる人、多様な性、部落差別、生活困窮、自死、インターネットによる人権侵害、災害）
令和 6 年 11 月 7 日	令和 6 年度第 4 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 人権施策推進指針（素案）について
令和 6 年 12 月 16 日	令和 6 年度第 5 回（仮称）逗子市人権施策推進指針策定検討会 ・ 人権施策推進指針（素案）について

(2) (仮称) 逗子市人権施策推進指針策定検討会運営要綱

令和5年11月1日

逗子市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における人権施策を総合的、計画的に推進するための指針として(仮称)逗子市人権施策推進指針(以下「指針」という。)を策定するため、広く市民等の意見を聴取することを目的に(仮称)逗子市人権施策推進指針策定検討会(以下「検討会」という。)を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会は、指針の策定に関し、必要な事項について意見交換を行う。

(メンバー)

第3条 検討会のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 人権施策推進に係る関係機関又は団体から推薦された者
- (3) その他市長が必要があると認めた者

2 検討会への参集の求めは市長が行い、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(アドバイザー)

第4条 市長は、検討会の開催に当たり、人権施策推進についての知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年11月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(3) (仮称) 逗子市人権施策推進指針策定検討会メンバー名簿

所属	氏名	備考
公募市民	こだま ともみ 児玉 智美	
公募市民	やまもと ふみお 山本 文夫	
逗子市人権擁護委員会	たつむら あつこ 龍村 敦子	
神奈川県鎌倉三浦地域児童相談所	たかはし ようこ 高橋 陽子	
逗子市地域包括支援センター	きよと のりこ 喜代門 徳子	
社会福祉法人湘南の風	こばやし りん 小林 倫	
一般社団法人神奈川人権センター	ふかだ ひとり 深田 独	アドバイザー
関東学院大学	よしだ ひとみ 吉田 仁美	アドバイザー
ダイバーノン	いいだ あきる 飯田 亮瑠	アドバイザー

3 市民意見募集（パブリックコメント）の概要

(1) 実施方法等

意見の提出期間

令和7年1月30日～2月28日

資料の閲覧場所

市役所（市民協働課、情報公開課）、市民交流センター、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、逗子文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、図書館、体験学習施設（スマイル）

(2) 実施結果

4 世界人権宣言（仮訳文）

1948 年 12 月 10 日採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第一条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第二条

- 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第三条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第四条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第五条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第六条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第七条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第八条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第九条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第十条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第十一条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第十二条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第十三条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

参考資料

第十四条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第十五条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第十六条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第十七条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第十八条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第十九条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第二十条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第二十一条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期的かつ真正な

選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第二十二條

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第二十三條

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第二十四條

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第二十五條

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であるか否かを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第二十六條

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第二十七条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第二十八条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第二十九条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第三十条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

5 日本国憲法（抜粋）

昭和 22 年 5 月 3 日施行

前 文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

参考資料

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔抑留及び拘禁の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔拷問及び残虐な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

- 2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。
- 3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔議員及び選挙人の資格〕

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

6 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日 法律第 147 号

（目的）

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵かん養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第百二十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

7 その他の関係法律及び条約等

(1) 主な法律

分野	名称（略称）	制定年
人権全般	人権擁護委員法	昭和 24 年（1949 年）
	社会福祉法	昭和 26 年（1951 年）
	孤独・孤立対策推進法	令和 5 年（2023 年）
男女平等	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）	昭和 47 年（1972 年）
	男女共同参画社会基本法	平成 11 年（1999 年）
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	平成 12 年（2000 年）
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）	平成 13 年（2001 年）
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	平成 27 年（2015 年）
	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	平成 30 年（2018 年）
	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	令和 4 年（2022 年）
こども	児童福祉法	昭和 22 年（1947 年）
	教育基本法	昭和 22 年（1947 年）
	学校教育法	昭和 22 年（1947 年）
	母子保健法	昭和 40 年（1965 年）
	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（児童買春禁止法）	平成 11 年（1999 年）
	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）	平成 12 年（2000 年）
	子ども・若者育成支援推進法	平成 21 年（2009 年）
	子ども・子育て支援法	平成 24 年（2012 年）
	いじめ防止対策推進法	平成 25 年（2013 年）
	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律	平成 28 年（2016 年）
	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律	平成 30 年（2018 年）
	こども基本法	令和 4 年（2022 年）
高齢者	老人福祉法	昭和 38 年（1963 年）

高齢者	介護保険法	平成 9 年（1997 年）
	高齢者の居住の安定確保に関する法律	平成 13 年（2001 年）
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）	平成 17 年（2005 年）
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	平成 18 年（2006 年）
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	平成 28 年（2016 年）
	共生社会の実現を推進するための認知症基本法	令和 5 年（2023 年）
障がいのある人	障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）	昭和 35 年（1960 年）
	障害者基本法	昭和 45 年（1970 年）
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）	平成 17 年（2005 年）
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	平成 18 年（2006 年）
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）	平成 23 年（2011 年）
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	平成 25 年（2013 年）
	成年後見制度の利用の促進に関する法律	平成 28 年（2016 年）
外国につながる人	出入国管理及び難民認定法	昭和 26 年（1951 年）
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）	平成 28 年（2016 年）
	外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律	平成 28 年（2016 年）
多様な性	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律	平成 15 年（2003 年）
	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）	令和 5 年（2023 年）
部落差別	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）	平成 28 年（2016 年）
貧困	生活保護法	昭和 25 年（1950 年）
	ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（ホームレス自立支援法）	平成 14 年（2002 年）

参考資料

貧困	生活困窮者自立支援法	平成 25 年（2013 年）
	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（こどもの貧困解消法）	平成 25 年（2013 年）
自死	自殺対策基本法	平成 18 年（2006 年）
犯罪被害者等	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	昭和 55 年（1980 年）
	犯罪被害者等基本法	平成 16 年（2004 年）
インターネット	特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）	平成 13 年（2001 年）
	青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	平成 20 年（2008 年）
	私事性的画像記録お提供等による被害の防止に関する法律（リベンジポルノ被害防止法）	平成 26 年（2014 年）
災害	災害対策基本法	昭和 36 年（1961 年）
	被災者生活再建支援法	平成 10 年（1998 年）
疾病等	ハンセン病問題の解決の促進に関する法律	平成 20 年（2008 年）
	新型インフルエンザ等対策特別措置法	平成 24 年（2012 年）
刑を終えて出所した人	再犯の防止等の推進に関する法律(再犯防止推進法)	平成 28 年（2016 年）
就労者	労働基準法	昭和 22 年（1947 年）
	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）	昭和 41 年（1966 年）
拉致被害者	北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（拉致被害者支援法）	平成 14 年（2002 年）
	拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律	平成 18 年（2006 年）
先住民族	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）	平成 31 年（2019 年）

(2) 主な条約等

名 称 (略 称)	採択年	締結年
あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約 (人種差別撤廃条約)	昭和 40 年 (1965 年)	平成 7 年 (1995 年)
経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約 (社会権規約)	昭和 41 年 (1966 年)	昭和 54 年 (1979 年)
市民的及び政治的権利に関する国際規約 (自由権規約)	昭和 41 年 (1966 年)	昭和 54 年 (1979 年)
女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 (女子差別撤廃条約)	昭和 54 年 (1979 年)	昭和 60 年 (1985 年)
拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取り扱い又は、刑罰に関する条約 (拷問等禁止条約)	昭和 59 年 (1984 年)	平成 11 年 (1999 年)
児童の権利に関する条約 (子どもの権利条約)	平成 元 年 (1989 年)	平成 6 年 (1994 年)
障害者の権利に関する条約	平成 18 年 (2006 年)	平成 26 年 (2014 年)
先住民族の権利に関する国際連合宣言	平成 19 年 (2007 年)	
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (SDGs)	平成 27 年 (2015 年)	

(3) 逗子市の主な計画及び条例等

分野	名称
人権全般	生涯学習・社会教育推進プラン
男女平等	ずし男女平等参画プラン
	逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例
こども	子ども・子育て支援事業計画
	学校教育総合プラン
高齢者	高齢者保健福祉計画
障がいのある人	障がい者福祉計画
	障がい福祉計画・障がい児福祉計画
多様な性	ずし男女平等参画プラン
	逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例
部落差別	逗子市同和教育基本方針
貧困	地域福祉計画
	地域福祉推進計画・地域福祉活動計画
自死	自殺対策計画
犯罪被害者等	逗子市犯罪被害者等支援条例
災害	避難行動要支援者避難支援計画

8 相談先

- (1) 人権相談 [みんなの人権 110 番](#) ☎0570-003-110

(月曜日から金曜日まで毎日（休日を除く） 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

- (2) 逗子市特設人権相談

毎年、6 月と 12 月に市役所にて開催しています。

- (3) 神奈川県 人権相談窓口一覧

人権全般、子ども、女性、男性、性的マイノリティ、障がい者、高齢者、患者等、同和問題、外国籍県民、就労や生活、犯罪被害者等、インターネットに関する行政や民間の相談窓口等を紹介しています。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/cnt/f420337/index.html>



- (4) セクハラ・家庭内暴力など、女性の人権相談

[女性の人権ホットライン](#) ☎0570-070-810

- (5) いじめ・虐待など、子どもの人権相談 [こどもの人権 110 番](#) ☎0120-007-110

- (6) LINE じんけん相談（こどもの人権問題）

https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html



- (7) 外国語での人権相談 [外国語人権相談ダイヤル](#) ☎0570-090-911

- (8) インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口について

<https://www.moj.go.jp/content/001335343.pdf>



- (9) さまざまな人権問題に関するインターネット相談

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>



9 関連情報

(1) 法務省 人権擁護局 https://www.moj.go.jp/JINKEN/	
(2) 神奈川県福祉子ども未来局 共生推進本部室 ・ かながわ人権施策推進指針ほか https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/jinken/jinken-douwa.html	
(3) 逗子市市民協働部 市民協働課 ・ 逗子市人権施策推進指針 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/jinken/ ●●●●● ・ 人権相談、人権に関する講座等 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kurashi/jinken/1002485/index.html	
(4) 逗子市教育委員会 教育部 社会教育課 ・ 人権教育講演会 https://www.city.zushi.kanagawa.jp/kosodate/shogaigakushu/1003836/1008105/index.html	
(5) 公益財団法人人権教育啓発推進センター http://www.jinken.or.jp/	
(6) 国際連合広報センター https://www.unic.or.jp/	

10 索引・用語集

あ

- ISO26000** 2
組織の社会的責任の国際的ガイダンス規格のこと。
- アウトティング** 26
本人の了解なく性的マイノリティであることを他人に話すこと。誰に、どこまで話してよいか本人に確認し、それ以外には言いふらしてはいけない。

え

- HIV** 3, 40
後天性免疫不全症候群（エイズ）を引き起こすことのあるウイルス感染症のこと。主な感染経路は①性的接触②血液感染③母子感染だが、性行為以外の社会生活の中でうつることはほとんどないとされている。医療の進歩により、早期発見・治療することで長く健康的に生活できる。
- AI** 36
人工知能の略。コンピューターが人間の知能に関連するタスクを学習して実行する技術。
- SNS** 1, 16, 32, 34, 36
登録された利用者同士が交流できるインターネット上のサービスのこと。主なものとして、LINE、Facebook、X、Instagram 等がある。
- えせ同和行為** 28, 29
あたかも同和問題の解決に努力しているかのよう装い、同和の名のもとに、事業者や行政に不

当な圧力をかけて、高額な書籍を売りつけたり、利益や義務なきことを要求したりする行為のこと。

- NGO** 12
非政府組織 (Non-governmental Organization) の略。市民が主体となり、営利を目的とせず、課題を解決し、よりよい社会をつくる活動を行う団体の総称。
- NPO** 12, 33
民間非営利組織 (Non-Profit Organization) の略。さまざまな社会貢献活動を行い団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
- LGBT** 3, 12, 26
レズビアン (Lesbian) 女性の同性愛者、ゲイ (Gay) 男性の同性愛者、バイセクシュアル (Bisexual) 両性愛者、トランスジェンダー (Transgender) 心と体の性が一致していない人の頭文字をとった、性的マイノリティを表す総称の 1 つ。
- LGBTQ+** 26
レズビアン (Lesbian) 女性の同性愛者、ゲイ (Gay) 男性の同性愛者、バイセクシュアル (Bisexual) 両性愛者、トランスジェンダー (Transgender) 心と体の性が一致していない人、クエスチョニング (Questioning) 自分の性が定まっていない人の頭文字とそれ以外の多様な性のあり方を「+」に込めた、性的マイノリティを表す総称の 1 つ。

か

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ

支援センター34

性犯罪や性暴力の被害者が、24 時間 365 日いつでも安心して相談をし、必要な支援がワンストップで受けられるように設置された機関。

かながわ犯罪被害者サポートステーション34

犯罪被害者やその家族の方が、必要な支援を途切れることなく受けることができるように、県、警察、民間支援団体が常駐し、犯罪被害者等が必要とする支援を各々の専門やノウハウを生かしながら、総合的にきめ細かく提供するために設置された施設。

け

ゲートキーパー33

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。

こ

合理的配慮21, 22

障害者権利条約の第 2 条で定義が示されている。具体的には、障がいのある人が障がいのない人と平等であることを基礎として、すべての人権・基本的自由を持ち又は行使できることを確保するための必要かつ適切な変更・調整のことをいう。「特定の場合に必要とされるものであり、かつ不釣り合いな、又は過重な負担を課さないもの」という条件が付けられている。

こころのバリアフリー 21, 22

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

こども家庭センター 16, 17

全てのこども及びその家庭並びに妊産婦に対し、母子保健及び児童福祉の両面から相談支援等を行う機関。

こどもまんなか社会 17

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

し

ジェンダー 3, 13

生物学的な性差とは異なり、男女の生き方、役割、特性、関係性、性別分業等に関して、社会や文化によって作られた性差のこと。

ジェンダーギャップ指数 13

各国における男女格差を測る指数で、経済、政治、教育、健康の 4 つの分野のデータから作成されている。0 が完全不平等、1 が完全平等を表していて、1 に近いほど順位が高くなる。

自死 32, 33

自ら死を選択すること。

重層的支援体制 11

一つの支援機関だけでは解決に導くことが難しいような複雑な、複合的な課題を持つ方（家族）

をサポートするための体制。社会福祉法第 106 条の 4 に規定されている。

障害の社会モデル.....21

障害者権利条約に掲げられた理念。障害は障がいのある人ではなく社会が作り出しているものであり、その障壁（バリア）を取り除くのは社会の責務であるという考え方。

人権擁護委員..... 9

法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されていて、人権相談を受けたり人権意識を広めたりする活動をしている。

す

逗子市パートナーシップ宣誓制度26, 27

パートナー関係にある二者がその自由な意思により、市長に対し、双方が互いのパートナーであることを宣誓する制度。宣誓者には証明書を交付している。

せ

性的マイノリティ 1, 4, 26, 27, 32, 36, 38

レズビアンやゲイ、トランスジェンダーなど、性的指向や性自認について少数者のこと。

成年後見制度.....19, 20, 21, 22

認知症高齢者、知的・精神障がいのある人等、判断能力が不十分で自分自身の権利を守ることができない人を保護・支援する民法及び任意後見契約に関する法律に基づく制度。財産の管理やサービス利用などの契約、遺産分割の協議等をサポートする。

性別による役割分担意識.....13, 14, 15

男は仕事、女は家庭といった、個人の能力とは関係なく、男性、女性という性別を理由として役割を分ける意識のこと。

性別不合 26

性同一性障害は疾病や障害ではないという考えの広がりのもと、2018 年に世界保健機関(WHO)が公表した国際疾病分類において、「Gender Identity Disorder」が「Gender Incongruence」と改名された。この改名を受け、日本語訳についても、性同一性障害から性の健康に関する状態として「性別不合」に名称の変更が予定されている。性別違和ともいう。

そ

相互利用協定 26

逗子市、横須賀市、鎌倉市、三浦市及び葉山町で締結しているパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定のこと。宣誓を行った人が、四市一町間で住所を異動する場合、転出時に継続利用申請を行うことで、転入先の自治体で新たな宣誓を行うことなく宣誓を継続することができる。

ソーシャルインクルージョン 21

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うこと。

ソーシャルネットワーキングサービス..... 1

登録された利用者同士が交流できるインターネット上のサービスのこと。主なものとして、LINE、Facebook、X、Instagram 等がある。

SOGIE 26

性を考える要素のうち、性的指向（Sexual Orientation）恋愛対象の性、性自認（Sexual

Identity) 自分が認識している性、性表現 (Gender Expression) 自分をどのような性で表現するかの頭文字をとった言葉。性の要素そのものを表して、すべての人に当てはまる概念。

ち

地域共生社会.....19
地域の様々な人や団体が、世代・分野・立場を超えて互いに助け合い、一人ひとりの住民が生きがいや役割をもって生活できる社会のこと。

地域包括ケアシステム.....19
住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを、継続的に、切れ目なく一体的に提供できるような体制。

地域包括支援センター.....11
包括的支援事業を推進する福祉・介護の中核拠点施設として、高齢者の生活に身近な日常生活圏域ごとに設置されている。

て

DV..... 4, 13, 14, 15
ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者や恋人、パートナー等から受ける身体的暴力、精神的暴力、性的暴力等のこと。

の

ノーマライゼーション.....21
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるような条件を整え、と

もに生きる社会こそが当たり前（ノーマル）であるという考え方。

は

ハラスメント..... 13, 15, 26, 41
人を困らせること、嫌がらせ。職場においてはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティハラスメントが特に問題となっている。

バリアフリー..... 21, 22
障がいのある人が社会生活をしていく上で、生活の支障となる物理的、社会的、制度的、心理的、情報面などさまざまな障壁（バリア）となるものを除去すること。

ハンセン病..... 40
感染力・病原性の弱い「らい菌」によって起こる慢性の細菌性感染症のこと。現在では、有効な治療薬が開発され、早期発見・治療により、後遺症を残すことなく完治し得る。

ふ

フェアトレードタウン..... 24
フェアトレードは、適正な価格で取引することを通して、開発途上国の農家や小規模生産者・女性等、立場の弱い人々の自立を支援する国際協力のことで、行政、企業、市民団体等が一体となり、まちぐるみでフェアトレードの輪を広めようと取り組んでいる自治体をフェアトレードタウンという。本市は国内で3番目のフェアトレードタウンとして認定されている。

へ

ヘイトスピーチ 1, 3, 24, 36
 国籍、民族、性別、性的指向、容姿、障がいのある・なし、出自などの属性に基づいて個人や集団を攻撃したり、侮辱したり、差別や憎悪を煽ったりする言動。

や

ヤングケアラー 1, 16
 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポート等を行っている 18 歳未満のこどものこと。

ゆ

ユニバーサルデザイン 22
 特定の年齢・性別・国籍・心身状態の人を対象とするのではなく、どのような人でも利用することができる施設や製品を計画・設計すること。

り

リハビリテーション 21
 障がいのある人や高齢者等に対して、生活の質を高めることをめざし、医学的訓練のほか、障がいのある人の社会的な自立と参加のために行う総合的な援助のこと。

リベンジポルノ 36
 嫌がらせや復讐の目的で、交際中や婚姻中に撮影した元交際相手や元配偶者の性的な写真や動画をインターネット上で公開する行為。